生涯を通じた自立と支え合いの構築

国民生活は国民一人一人が自らの責任と努力によって営むことが基本であるが、往々にして、 病気やけが、老齢や障害、失業など、自分の努力だけでは解決できず、自立した生活を維持で きない場合も生じてくる。このように個人の責任や自助努力のみでは対応できないリスクに対 して、社会全体で支え合う仕組みが社会保障である。

しかし、第1章第3節で見たとおり、社会保障給付が国民所得の2割を超えるなど、国民経 済に占める比重も大きく増大しており、社会保障のあるべき姿と、その中で、政府にどのよう な役割を期待し、どのような負担を分かち合うかを国民が具体的に思い描くことができるよう な議論を行うことが必要になっている。

また、1975(昭和50)年に8%弱にすぎなかった高齢化率が20%を超え、今後更に急速に高 まると見込まれ、同時に人生が長いものとなる中で、一律に物事を年齢で輪切りにする既成概 念にとらわれることなく、生涯現役の生き方をより多くの人々が実践できるようにしていくた めには、このような長寿社会における生き方のビジョンについて議論を深め、暮らしや働き方、 人生設計をめぐる国民的議論を喚起していくことが必要になっている。

そこで、本章では、将来にわたって国民に信頼される社会保障を整備するという観点から、 これからの社会保障を構築するための視点について取りまとめるとともに、長寿社会を迎えた 国民の一人一人が、その持てる力を十分発揮し、夢と希望を抱きながら安心して暮らせるため の暮らし、働き方、人生設計の在り方について取り上げることとしたい。

第1節

これからの社会保障

社会保障制度改革の動向

(一連の制度改革等)

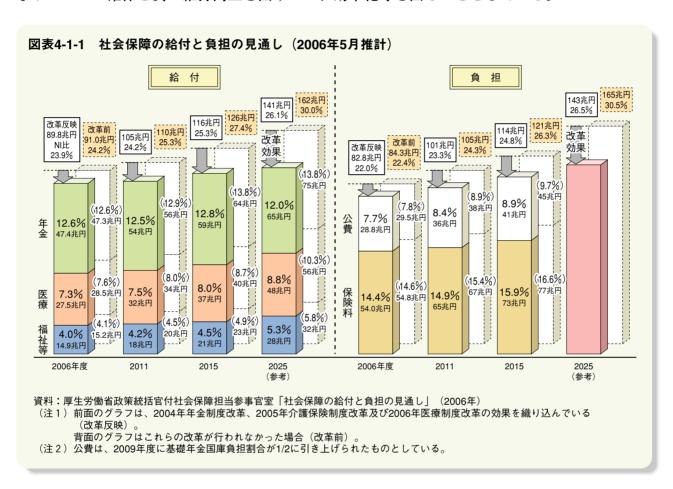
近年、我が国においては、少子高齢化の進行、家族形態や労働環境の変化など、社会構造の 大きな変化が見られる。特に、本格的な人口減少社会が到来する中で、社会保障が、暮らしを 支えるセーフティネットとして、国民の安心を確保する役割を果たしていくためには、社会構 造の変化に的確に対応するとともに、その持続可能性・安定性を確保していくことが必要とな っている。

このため、これまでより社会保障制度の不断の見直しが行われてきたが、近年においても、 2004 (平成16) 年の年金制度改革、2005 (平成17) 年の介護保険制度改革、2006 (平成18) 年 の医療制度改革など、一連の改革が行われたところである。

これらの改革により、社会保障の給付と負担は将来にわたって一定程度抑制される見通しと なっている (図表4-1-1) が、高齢化の進展等により今後とも社会保障給付費は、経済の伸び を上回って増大していくことが見込まれている。また、社会保障関係費は今や一般歳出の中で

は最も大きな歳出項目となっており、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」においては、「2011年度には国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化する」と、厳しい財政状況の下、2011(平成23)年度までにプライマリーバランスを黒字化することが目標となっている。

このため、厚生労働省としては、2007 (平成19) 年に「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」を策定し、2008 (平成20) 年度から2012 (平成24) 年度までの5年間に、必要なサービスの確保と質の維持向上を図りつつ、効率化等を図ることとしている。



(国民生活の安心を確保するための更なる取組み)

前述のとおり、社会保障制度については、一連の制度改革が行われたところであるが、国民 生活の安心を確保するため、その後も、更なる取組みが行われている。

特に、医療については、2006年の医療制度改革以後、医師不足や救急医療に関する課題の解決が求められる中で、将来を見据えた改革が必要であるため、厚生労働大臣の下に有識者からなるアドバイザリーボードを開催し、2008年6月に、「安心と希望の医療確保ビジョン」が取りまとめられたところであり、今後、このビジョンの実現に向け、具体的な施策を講じていくこととしている(ビジョンの概要については、第2部第1章第1節(152頁)参照)。

また、2008年4月には、新たな高齢者医療制度である長寿医療制度が施行された。この制度は、75歳以上の高齢者について、その医療を現役世代と高齢者で共に支え合う仕組みを作るとともに、「生活を支える医療」を提供するためのものであるが、2008年4月からの施行状況等を

踏まえ、同年6月12日に政府・与党協議会で「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」が決定された。また、この決定において、今後、与党において更に検討すべきこととされた事項については、高齢者医療制度に関するプロジェクトチームにおいて引き続き検討が進められているところである。

今後は、この政府・与党協議会の決定等を踏まえ、高齢者の置かれている状況に十分配慮し、 低所得者の負担軽減などきめ細やかな措置を講じるとともに、制度の円滑な運営を図るために は、国民に制度の趣旨・必要性を懇切丁寧に説明し、ご理解をいただく努力を重ねていく必要 があることから、地方自治体関係者と十分連携して、さらに広く周知していくこととしている (政府・与党協議会の決定の具体的内容については、第2部第1章第8節(180頁)参照)。

(社会保障を取り巻く状況と「社会保障国民会議 | の設置)

社会保障制度は、国民生活にかかわる問題であり、その給付やサービスの水準に応じ、保険料や税金など国民負担の大きさも変わってくる。我が国では、国民皆保険や皆年金など高齢者を始めとした国民の安心を確保するセーフティネットが設けられている一方で、今後社会保障に係る給付と負担が増大していくことは避けられない状況にあり、制度を持続可能なものとしていく必要がある。

また、社会保障は、国民生活の基盤を支え、安心を確保するためのものであり、制度を給付やサービスを受ける国民の立場に立ったものに再構築していくことが必要になっている。

さらに、2008年1月に、社会保障のあるべき姿や、その中で、政府にどのような役割を期待 し、どのような負担を分かち合うかを、国民が具体的に思い描くことができるような議論を行 うため、内閣総理大臣が開催する会議として「社会保障国民会議」が設置された。

厚生労働省としては、すべての人が安心して暮らし、本当の意味での豊かさを実感できる社会をつくっていくため、今後、この国民会議の検討結果も踏まえ、将来にわたり信頼される社会保障の整備に努めていくこととしている。

コラム

社会保障国民会議 中間報告について

「社会保障国民会議」は、2008(平成20)年1月の設置以来、本会議と三つの分科会(所得確保・保障分科会、サービス保障分科会、持続可能な社会の構築分科会)において議論を行い、同年6月に中間報告を公表した。

中間報告では、まず、今日の社会保障が直面する課題として、①少子化対策への取組みの遅れ、②高齢化の一層の進行、③救急医療体制の弱体化、産科・小児科を中心とする医師不足、介護分野における恒常的人材確保難などの医療・介護サービス提供体制の劣化、④被用者保険から脱落する非正規労働者の増大、社会保障の生活保障機能・所得再分配機能が十分働いていないといったセイフティネット機能の低下、⑤制度への信頼の低下、をあげ、制度の持続可能性の確保と同時に、社会経済構造の変化に対応した「社会保障の機能強化」に重点を置いた改革を進めていくことが必要であるとしている。

その上で、「社会保障の制度設計に際しての基本的な考え方」や安定的な経済成長の確保といった「社会保障を支える基盤の充実」について触れるとともに、社会保障の機能強化のための改革について、「高齢期の所得保障」、「医療・介護・福祉サービスの改革」、「少子化・次世代育成支援対策」、「セイフティネット機能の強化」、「制度に対する信頼の回復・国民目線に立った改革の実施」の五つに分けて記述しており、その主な内容は以下のとおりとなっている。

【高齢期の所得保障】

- ○公的年金(基礎年金)の財政方式
- ○未納問題への対応
- ○無年金・低年金問題への対応

【医療・介護・福祉サービスの改革】

- ○サービス提供体制の構造改革
- ○サービスを支える人的・物的資源の計 画的整備
- ○診療報酬体系・介護報酬体系の見直し
- ○医療・介護に関する将来試算の実施

【制度に対する信頼の回復・国民目線に立った改革の実施】

- ○公的年金制度への信頼回復
- ○運用面での改善 できることはすぐに 着手 -

【少子化・次世代育成支援対策】

- ○仕事と生活の調和の推進
- ○子育て支援サービスの充実
- ○地域における子育て環境の整備
- ○少子化対策に対する思い切った財源投 入と新たな制度体系の構築

【セイフティネット機能の強化】

- ○働き方に中立的な制度設計、非正規労働者への適用拡大など、社会保障制度全体について、社会経済の実態に即した制度の再点検・見直し
- ○リスクヘッジ機能の強化・適時適切な サービス提供の実現(高額療養費制度 の改善、低所得者対策の制度的改革)

また、社会保障に対する財源については、「制度の効率化への不断の努力を継続する一方で、速やかに負担についての国民合意を形成し、社会保障制度に対する国・地方を通じた必要な財源の確保を図るべきである」とし、同会議としても、「社会保障全体の財源確保方策について、引き続き検討していく予定である」としており、今後、2008(平成20)年秋に最終報告が取りまとめられる予定である。

2 今後の社会保障についての国民の意識

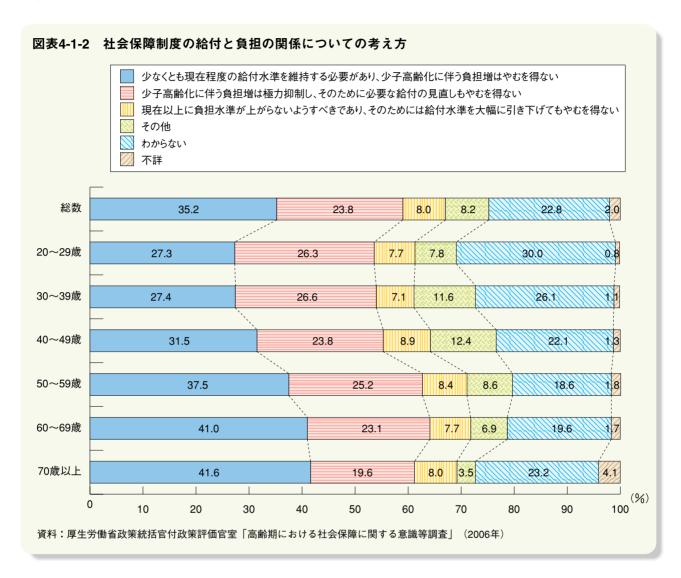
それでは、今後の社会保障について、国民はどのように考えているであろうか。ここでは、 今後の社会保障についての国民の意識について、厚生労働省「高齢期における社会保障に関す る意識等調査」(2006(平成18)年)をもとに見てみたい。

(社会保障負担に関する国民の意識)

まず、社会保障制度の給付と負担の関係について国民の意識を見ると、「少なくとも現在程度の給付水準を維持する必要があり、少子高齢化に伴う負担増はやむを得ない」とする者が35.2%と最も多く、次いで、「少子高齢化に伴う負担増は極力抑制し、そのために必要な給付の見直しもやむを得ない」とする者が23.8%、「現在以上に負担水準が上がらないようにすべきであり、そのためには給付水準を大幅に引き下げてもやむを得ない」とする者が8.0%となっている。

年齢階級別に見ると、若い世代では「少子高齢化に伴う負担増は極力抑制し、そのために必要な給付の見直しもやむを得ない」とする者の割合が多くなっているのに対し、高年齢層では、

「少なくとも現在程度の給付水準を維持する必要があり、少子高齢化に伴う負担増はやむを得ない」とする者の割合が多くなっている(図表4-1-2)。



(社会保障の分野のうち、重要と考えるものと今後充実させるべきと考えるもの)

また、重要と考える社会保障の分野(複数回答)をたずねると、「老後の所得保障(年金)」が72.0%と最も多く、次いで「老人医療や介護」(56.6%)、「医療保険」(37.4%)、「育児支援」(34.1%)となっており、年齢階級別に見ても、いずれの世代においても「老後の所得保障(年金)」が最も多くなっている。

一方、現在、不十分であるため、今後更に充実させる必要があると考える社会保障の分野 (複数回答) についてたずねると、「育児支援」が42.7%と最も多く、次いで「老人医療や介護」 (36.5%)、「老後の所得保障 (年金)」(35.2%)、「医療保険」(34.1%) となっており、「雇用の 確保や失業対策」も34.0%と3割強の者が今後充実すべきと考えている。年齢階級別に見ても、70歳以上を除きいずれの世代においても「育児支援」が最も多くなっており、本格的な人口減少社会を迎える中で、誰もが子育て支援の充実の必要性を感じていることが分かる。また「老後の所得保障 (年金)」については20歳代や30歳代において、「雇用の確保や失業対策」は40歳

代や50歳代において高くなっており、年金については、将来の受給世代が、雇用対策について は、教育費などの出費も多く、また失業の機会費用が高い層が、特に充実の必要性を感じてい る (図表4-1-3)。

図表4-1-3 社会保障の分野のうち重要と考えるものと今後充実させるべきと考えるもの

重要と考える社会保障の分野 (複数回答)

(%)

	老後の所得保障(年金)	老人医療や介護	など) 療、総合的な少子化対策 育児支援(保育、乳児医	医療保険	健康の保持・促進など	障害者福祉	生活保護	雇用の確保や失業対策	その他	わからない	不 詳
総数	72.0	56.6	34.1	37.4	19.2	8.8	9.9	20.8	0.8	4.4	3.3
20~29歳	60.7	41.6	52.3	35.1	15.9	8.9	13.1	26.1	0.9	7.3	2.7
30~39歳	65.5	45.8	50.6	37.6	15.1	8.9	9.5	27.2	1.3	4.2	2.2
40~49歳	71.8	55.6	38.2	38.3	17.8	9.2	10.2	29.0	0.8	3.3	1.8
50~59歳	75.0	57.7	30.5	38.6	20.4	8.6	8.6	25.7	0.6	3.1	3.0
60~69歳	79.6	64.9	26.9	35.7	22.4	8.5	11.3	15.3	0.6	3.5	3.0
70歳以上	74.8	66.6	17.4	37.9	21.7	8.7	8.3	6.8	1.0	5.5	6.0

今後更に充実させるべきと考える社会保障の分野(複数回答)

(%)

	老後の所得保障(年金)	老人医療や介護	など) 療、総合的な少子化対策 育児支援(保育、乳児医	医療保険	健康の保持・促進など	障害者福祉	生活保護	雇用の確保や失業対策	その他	わからない	不 詳
総数	35.2	36.5	42.7	34.1	26.3	18.8	14.0	34.0	1.3	7.2	5.4
20~29歳	40.3	34.8	47.5	31.6	20.3	17.2	17.3	32.1	1.2	9.5	3.8
30~39歳	41.4	37.9	48.0	33.8	20.4	18.8	13.9	33.1	1.5	6.9	3.3
40~49歳	38.7	41.0	44.7	35.8	23.2	19.5	13.2	39.0	1.4	5.5	3.5
50~59歳	34.5	37.6	44.9	35.1	26.8	20.4	13.6	39.4	1.5	4.7	4.2
60~69歳	31.8	35.5	42.3	35.7	32.3	19.0	15.1	35.6	1.4	5.9	5.1
70歳以上	28.6	33.0	32.6	32.3	31.0	17.4	12.2	25.7	1.0	10.7	10.6

資料:厚生労働省政策統括官付政策評価官室「高齢期における社会保障に関する意識等調査」(2006年)

3 これからの社会保障を構築する視点

1では社会保障制度改革の動向について概観するとともに、2では社会保障制度の給付と負 担の関係や今後充実すべきと考える社会保障の分野などについて国民の意識を見てきた。ここ では、そのような国民の意識を踏まえつつ、これからの社会保障を構築する視点を提案したい。

(1) 社会経済との調和

社会保障は国民生活の安定と国民の安心感の醸成につながるものであり、国民の消費活動の下支えを通じて経済社会の安定にも寄与するものである。また、今後の我が国の経済成長を考えると、医療、福祉等は成長産業として内需拡大に資する分野である。

一方、本格的な人口減少社会が到来する中で、政府全体として、次世代に負担を先送りする ことのないよう、社会保障を含む歳出全般にわたる抑制努力を行うことが必要となっている。

こうした中、社会経済との調和を図るとともに、国民の暮らしを支えるセーフティネットとしての役割を堅持し、社会保障制度の持続可能性・安定性を確保していくため、引き続き、必要なサービスの確保と質の向上を図るとともに、給付の効率化等にも取り組んでいく必要がある。

また、前述のとおり、社会保障制度は国民生活にかかわる問題であり、給付やサービスの水準に応じ、保険料や税金など国民負担の大きさも変わってくる。このため、今後とも、その負担水準を給付水準と一体として議論しながら、信頼される社会保障制度の整備に努めていくことが必要である。

(2) 世代間、世代内の公平性の確保

本格的な人口減少社会を迎える中で、高齢化率は2005(平成17)年の20.2%から、2030(平成42)年には31.8%、2050(平成62)年には40.5%となると推計されている(第2章第1節(46頁)参照)。このような状況の下、社会保険料負担や税負担が特定の世代等に過重なものとならないようにしていくことも重要であり、引き続き世代間の公平性に配慮するなど、幅広い支え手がバランスよく負担しあっていくようにしていくことが必要である。

第2章第3節(83頁参照)で見たとおり、近年の所得格差の拡大については高齢化といった 年齢構成の影響が大きく、所得格差が他の年齢階級に比べて高い水準となっている高齢者の増 大に伴い、今後、世代間の公平性の確保だけでなく、同世代内での公平性の確保などについて もその在り方を検討することが必要になっていると考えられる。また、若年層については所得 格差が拡大したり、固定化することのないよう、引き続き常用雇用化の推進など、その雇用の 安定・促進のための取組みを推進していくことが必要である。

いずれにしても、引き続き誰もが安心・納得して職業生活を送れるようにすることはもとより、社会保障制度においても、保険料や利用者負担を所得に応じたきめ細やかなものにするなど配慮していくことが重要であり、また、所得再分配政策については、社会保障制度だけでなく税制もこれを担っていることから、近年の再分配政策の効果も踏まえながら、再分配の在り方を総合的に考えていく必要があろう。

(3) 現役世代を対象とした施策の積極的展開

前述のとおり、厚生労働省「高齢期における社会保障に関する意識等調査」(2006(平成18)年)によると、今後更に充実させる必要があると考える社会保障の分野については、「育児支援」をあげる者が最も多く、「雇用の確保や失業対策」も3割強の者が今後充実すべきと考えている。 我が国においては、本格的な人口減少社会が到来している中で、国民の希望する結婚や出 産・子育てを実現する観点から次世代育成支援が重要となっているとともに、低賃金労働者や不安定な就労形態の者が増加するなど労働環境が変化しており、働く意欲と能力を持つ人々が働くことができる雇用の場を確保するなど、すべての人が意欲と能力を最大限発揮できるような環境整備を行うことが重要となっている。

厚生労働省としては、従来より保育サービスの充実など次世代育成支援のための施策の充実 や、フリーターの常用雇用化など働く人が意欲と能力を最大限発揮できるよう支援に努めてき たが、欧米諸国と比べれば、社会保障給付の政策分野別構成割合は高齢関係支出が高く、「家族 関係経費」や「積極的労働政策」はおおむね低くなっている(第1章第3節(24頁)参照)。

このため、引き続き、高齢関係施策と併せて、このような現役世代を対象とした施策に力を 注ぎ、国民が希望する結婚や出産・子育てを実現するとともに、すべての人々が能力を発揮し、 安心して働き、安定した生活ができる社会を作り上げていく必要がある。

(4) 家族形態の変化に対応した制度等の構築

我が国の社会保障制度においては、これまで、結婚し、子どもをもうけ、老後は子どもが自立し夫婦で暮らすというライフコースを典型として制度の仕組み等を構築してきたものが多い。しかし、第2章第1節(49頁)で述べたとおり、平均世帯人員は戦後ほぼ一貫して減少するとともに、世帯構造についても、これまで標準的な世帯であった「夫婦と子から成る世帯」の割合が低下し、「夫婦のみの世帯」や「単独世帯」が増加している。また、今後も「単独世帯」は増加を続け、2030年には37.4%となり、世帯主が65歳以上の世帯についても37.7%と全体の4割近くに達する見込みである。さらに、単独世帯は相対的に失業や疾病・災害といった社会的リスクに弱く、社会システムによる支援がより必要になると考えられるとともに、単独世帯の増大は、介護を始めとした支援を要する世帯の増大や負担能力の減少など、社会全体に大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

このような家族形態の変容に対応していくため、大きく2つの点が重要となっている。まず、 社会保障制度の在り方についてであるが、今後は、現役層・高齢層共に単独世帯が増加することを踏まえ、制度の仕組みや運営等を考えていく必要があるということである。また、社会保 障制度の存在が家族の結びつきを損なったり、逆に形式的な結びつきを強制したりするもので あってはならないが、家族規模が縮小する中で、社会保障の機能の一つである家庭機能支援と いう点に対して、一層配慮していくことが重要であろう。

次に、一人暮らし、あるいは家族がいても家族の支援が十分期待できず、地域から孤立している者などに対して、住民相互で支援活動を行う等の地域住民のつながりを再構築し、支え合う体制を実現していくことが重要となっているということである。また、地域においては、住民がボランティア活動などを通じて自己実現したいというニーズも高まってきており、従来の福祉の枠組みにとらわれず、幅広い生活課題に対応するものとして、地域福祉をこれからの福祉に位置づける必要がある。

このような中、2008(平成20)年3月「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」報告書が取りまとめられ、これからの地域福祉の意義や役割、条件について考え方が整理、提示された。今後は、この報告書に沿って、地域において行政と住民の協働による「新たな支え合い

(共助)」を確立するための基盤整備などに取り組むこととしている。

なお、厚生労働省「高齢期における社会保障に関する意識等調査」(2006年)などにより、65歳以上の高齢者の老後生活における子どもとの同別居についての考え方を見ると、2000(平成12)年の32.2%から2006年には38.3%と、近年別居を希望する者(近居「子どもが近くにいれば別居でもよい」を含む)が増加しており、このことが高齢者の単独世帯が増加している要因の一つとして考えられる。一方、65歳以上の高齢者のうち、「元気なうちは別居し、病気になったら同居したい」や「配偶者がいなくなったら同居したい」という病気や配偶者がいなくなったら同居したい」という病気や配偶者がいなくなった場合の同居を含めると、8割弱(77.9%)の者が子どもとの同居又は近居を希望している(付4-1-1参照)。現在、親の居住地から離れて就労・生活している子の中には、今後、親の居住地又はその近くの地域に戻り、同居又は近居を行うことを希望している者もいると考えられる。厚生労働省においては、地方就職希望者の円滑な労働移動を促進するため、東京都、愛知県、大阪府の主要ハローワーク(6か所)に地方就職支援コーナーを設置し、地方就職希望者への相談・援助を実施するとともに、地方就職希望者と地方企業との合同就職面接会の開催等の取組みを推進しているが、このような地域における雇用の確保などの環境整備を図ることは、希望する住まい方や家族による支え合いの実現に寄与するものと考えられる。

(5) 社会保障と他の公共政策との連携強化

社会保障は公共政策の一分野であり、国民本位の行政を実施する観点から、社会保障以外の 公共政策との連携が重要となっている。

例えば、若者の就職状況をめぐる環境の変化に伴い、「若者の社会的自立」に焦点が当てられ、 キャリア教育(望ましい職業観・勤労観や職業に関する知識・技能を身につけさせるとともに、 自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育)の重要性・必要性が 強く認識されるようになってきている。

このため、教育現場における職場体験やインターンシップなど、早い段階からの職業意識の 形成を支援するなど、教育施策と労働施策等の連携が図られており、今後とも、キャリア教育 における教育施策と労働施策等の連携を強化していくことが必要である。

また、国民一人一人が家庭や地域において暮らし続けるためには、社会保障により健やかで 安心できる生活を保障することと併せて、人生の大半を過ごす居住の安定確保が重要となって おり、特に、高齢者が住み慣れた地域において安心して暮らすことができるようにすることが 求められている。

各都道府県が2007(平成19)年秋から順次策定した「地域ケア体制整備構想」(療養病床の再編成に伴う地域ケア体制の将来像と実現方策を盛り込んだ基本方針)の中では、地域の見守りを伴った高齢者の生活に適した住宅を整備するなどの住宅施策が盛り込まれている。公的賃貸住宅においては、従来から高齢者、障害者、子育て世帯等に対する優先入居が実施されている。また、2006年6月に施行された住生活基本法では、これらの者の居住の安定の確保としての住宅セーフティネットが理念として位置づけられ、同法に基づく「住生活基本計画(全国計画)」においては、公営住宅の公平かつ的確な供給、住宅のバリアフリー化等が掲げられている。さらに、2008年度より、介護サービス拠点の整備や高齢者向け賃貸住宅の供給を促進することな

どにより、公的賃貸住宅団地等を地域の福祉拠点として再整備する「安心住空間創出プロジェクト」を実施している。これらにより、住宅施策と福祉施策の連携を図っていくこととしており、今後とも、高齢者向けの住まいと見守りサービス、在宅医療等を提供する体制の整備に向けて取り組んでいくことが必要である。

第2節

長寿社会の暮らし、働き方、人生設計

第1章や前節でも述べたとおり、社会保障に対して多くの国民はその果たすべき役割に期待しており、将来にわたって国民に信頼される社会保障を整備していくことが重要な課題となっているが、一人一人の個人についても、その能力を十分に発揮し、個性をいかして生きていくことが大切である。

現在、我が国においては、平均寿命が伸長し、国民が平均して85年生きる「人生85年時代」が到来しつつあり、同時に一人一人のニーズや価値観が多様化する中で、平均寿命が50歳ないし60歳であった戦後しばらくの間に形づくられた生き方や働き方のモデルは時代に合わないものとなっており、見直しが必要と考えられる。

こうした問題意識の下に、現在の日本と異なる文化・価値観・生活様式等も参考にしながら、これからの日本人の「暮らし」、「働き方」、「人生設計」のイメージを描き、併せてそれを支える仕組みについて、幅広い視野から検討するため、厚生労働大臣が有識者を参集して「人生85年ビジョン懇談会」を2007(平成19)年12月より開催した。2008(平成20)年5月に同懇談会の報告書「『人生85年時代』に向けたリ・デザイン」が取りまとめられたところであり、この報告書に基づき長寿社会における暮らし、働き方、人生設計のビジョンについて述べることとしたい。

1 充実した人生のための基礎づくり

「人生85年時代」を充実して過ごすためには、生涯にわたる健康確保が基本的かつ重要な課題である。

このため、偏りのない食事、規則正しい運動や睡眠といった基本的な生活習慣の習得、持続が重要であるとともに、生活習慣病等の有病者や予備群の早期発見と生活習慣の改善、職場における過重労働・メンタルヘルス対策の推進、スポーツの国民への一層の浸透といった取組みを推進していくことが必要である。

国民の希望に即した多様な学習機会が確保されていることも重要である。このため、労働者の自己啓発も含めた職業キャリア形成を支援するとともに、大学及び大学院等の高等教育機関の研究教育機能を社会人教育に積極的にいかしていくことが求められている。

また、かけがえのない人生の最終章を一人一人が希望する形で全うすることができるよう、社会保障制度の整備を進めるとともに、児童、生徒から社会人に至るまでのできるだけ多くの

人たちが老いや病を抱えて生きる人々のケアにボランティアとして参加する仕組みを推進して いくことが必要である。

生き方・働き方の再設計

本格的な人口減少社会が到来する中、経済社会の活力を生み出す「人」の重要性はますます 高まっており、働く意欲のある人がやりがいを感じながら働き、職業人としての務めを果たす とともに、家庭や地域生活等においても人生の各段階に応じて自らの希望する生き方を選択で きるようにしていくことが必要である。

こうした目標と現状を比較してみると、「人生85年時代」における「働き方・生き方」をめぐ る課題としては、①大人になっていく過程で「自分づくり」を進めていく課題、②学校から職 場への移行期における雇用や生活の不安定な若者をめぐる課題、③働き盛りの時期における長 時間労働や職業生活の転換をめぐる課題、④いくつになっても働ける社会づくりに向けた課題 等がある。

これらの課題のうち、主なものについては、今後の方向性等について、第3章で記述したと ころであり、ここでは2点について述べることとする。

まず、子どもから大人になっていく過程については、社会の仕組みを学びつつ自分の目指す 方向性を模索する「自分づくり」の時間を、できるだけ確保するよう配慮すべきである。学校、 家庭、地域など様々な場において若者たちがこうした「自分づくり」の機会を持てるようにな れば、社会における自らの位置づけや、自分が社会の中で果たすべき役割について真摯に考え、 自分の持ち味をいかした夢のある人生を切り拓いていくことが可能となる。

また、働き盛りの時期における長時間労働や職業生活の転換については、長期休暇制度を普 及・定着させる取組みを進めるべきである。こうした長期休暇が普及・定着すれば、「人生85年 時代」を息切れすることなく走り続けるための充電機会となるとともに、職場復帰後、広い視 野に立った仕事を通じ、高い生産性を発揮することも期待される。

地域社会における共助や交流

「人生85年時代」において一人一人の人生を豊かなものにしていくためには、他者とのつな がりを基盤としたコミュニティにおいて、様々な世代の人々が支え合っていけるよう、改めて 地域社会における人のつながりを再生していくことが重要な課題となっている。

具体的には、地方公共団体を始め関係機関・団体が連携協力して、シルバー人材センター事 業や老人クラブ活動の一層の活性化、コミュニティビジネスの起業、教育・環境・防災・防犯 等の地域貢献活動への地域住民の積極的参画、中高年離職者の農林漁業への就業等の取組みを 進めていくことが考えられる。

また、今後ますます重要な課題となっていく介護に関しても、様々な年代・職業・健康状態 の人々が一緒に住まうコレクティブ・ハウスや、介護施設と学校等が食堂やサロンを地域住民と 共有すること等により、互いの交流を深めるといった取組みについても積極的に実践されるべ きである。

さらに、地域における文化芸術・スポーツの振興やそうした機会を広げるまちづくりを诵じ て、世代は異なっても同じ興味や関心を持つ人どうしの交流を促進することも重要である。

コラム

人生設計をデザインし直す(リ・デザイン)

「人生85年ビジョン懇談会」の報告書「『人生85年時代』に向けたリ・デザイン」では、国民一人一人が 健康で充実した暮らしを送ることができるよう、人生設計をデザインし直し (リ・デザイン)、生涯現役の 社会づくりを進める観点から、以下のとおり提言が取りまとめられた。

提言内容の実現に向けて、関係者の取組みが進められることが期待される。

- 1. 子どもの頃から、文化を学び、他者に支えられていることを学びながら「自分づくり」に励む。
 - 音楽・詩歌・絵画・ものづくり・生活文化などの広い意味での芸術・文化を楽しみ学ぶ機会づくり
- ふれあい授業、課外活動、インターンシップ等を通じた体験的な学びの推進
- 学校、地域、企業において、老いや病や死に直面している人々のケアに参加するなど、「死と向き合 い、より良く生きるカリキュラム」の普及
- 2. 若い頃から、何度でも学び、性別や年齢にかかわらず働き、世代を超えて交流する。
 - 一生の間に何度でも学び直すことができる環境整備
 - 性別や年齢で区切ることのない採用から退職までの雇用システムづくり
 - 正社員を希望するフリーター等に対する強力な支援を通じた雇用や生活の安定
 - 文化芸術活動やスポーツなど共通の関心で結ばれた人々の世代を超えた交流
- 3. 仕事と生活のバランスのとれた働き方を実現し、特に女性も力を存分に発揮できるようにする。
 - 育児・介護・学び等と、職業キャリアの積み重ねとを両立しやすい柔軟な働き方の実現に向けた環境 整備
 - 長時間労働の抑制に向けた労使の取組の促進
 - 職業キャリアの節目における心身の充実や職業能力の磨き直しに向けた長期休暇制度の普及
 - 年中無休の24時間営業など働き方に影響するサービスの在り方の見直しに向けた議論や取組み
- 4. 生きる知恵や経験を活かし、人のため、「世間」のために役立つ生き方を探る。
 - 地域における芸術・文化・スポーツなど交流機会の拡大や、そうした機会を広げるまちづくり
 - 老いや介護の問題にも配慮した多様な住まいづくり
 - 子育て・教育・環境等の分野における地域貢献活動への様々な世代の住民参加、住民・企業・地方自 治体及び国等様々な関係者の協働の促進